

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例</p>	<p>県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 期末手当の改定            期末手当の支給割合を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 令和6年度            (6月期 100分の167.5 → 100分の167.5)            12月期 100分の167.5 → 100分の172.5            (+0.05月分)</p> <p>(2) 令和7年度以降            6月期 100分の167.5 → 100分の170            12月期 100分の172.5 → 100分の170            (年間を通じて0.05月分)            (第9条関係)</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 令和7年3月28日から施行する。ただし、1の(2)は、同年4月1日から施行する。</p> <p>(2) 1の(1)は、令和6年12月1日から適用する。</p> <p>(3) その他所要の経過規定を置く。            (改正附則関係)</p>